

## 独占禁止法の審査手続および課徴金制度に関する意見

公益社団法人 関西経済連合会

公正で自由な競争環境の確保に向けて、関西経済界としても、かねて、独占禁止法に関するコンプライアンス強化のための取り組みを積極的に行っているところである。その一方で、独占禁止法の適正な執行、特に国際水準に適う適正手続 (Due Process) が十分に確保されることも極めて重要なことである。

本年7月、公正取引委員会の独占禁止法研究会から「課徴金制度の在り方に関する論点整理」が公表されたことから、当会では論点整理の内容を検討し、審査手続および課徴金制度に関して、以下の通り、当会の意見を表明する。

### 1. 事件関係人の防御権をはじめとする適正手続の確保

これまでの独占禁止法改正により、課徴金算定率の引き上げ、課徴金減免制度の導入など、公正取引委員会の執行力が逐次強化されてきている。これに応じて、被疑事業者等の事件関係人の防御権をはじめとする適正手続の確保は早急に実現すべき課題である。

そこで、当会では、かねてより、独占禁止法の審査手続（行政調査、犯則調査の双方とも）において、国際水準に適う防御権をはじめとする適正手続が十分に確保されるべきであることを要望してきた。

2013年法改正により審判制度が廃止され、昨年には「独占禁止法審査手続に関する指針」が策定されて一定の改善をみたものの、海外で当然に認められている事件関係人の基本的な防御権をはじめとする適正手続の確保は未だ不十分な状況にある。

現行の課徴金制度の見直し以前の問題として、まずは適正手続の確保の実現を最優先に検討し、法に明記する形で保障していく必要がある。 基本的に保障すべき防御権は以下の通りである。

<保障すべき防御権>

- ・ 弁護士・依頼者間秘匿特権
- ・ 供述聴取時の弁護士の立会い
- ・ 供述聴取対象者や立会い弁護士によるメモの録取
- ・ 供述調書作成時における写しの交付
- ・ 自社証拠への十分なアクセスの確保

（証拠は原本ではなく、謄写物件での提出を可とするなど）

## **2. 裁量型の課徴金制度の導入には反対**

現行の課徴金制度について、企業活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化が著しく進展し、数次の改正はあるものの、現行制度が策定された1977年当時と比して、実態とそぐわない部分が出てきていることは否めない。

しかしながら、「硬直的な算定・賦課方式」の問題点として整理されている事案については、それがあつゆえに即、裁量型課徴金制度の導入につながるものとは考えられない。対応の必要性がある場合でも、きめ細かな法令の改正で対応できないかを十分に検討すべきである。

また、「調査協力インセンティブの欠如」については、現行の課徴金減免制度において、適用事業者数の上限を緩和するなど、違反行為を認める事業者に対し広くインセンティブを付与すれば足りる。課徴金減免制度の見直しとは別に調査協力度合いに応じた課徴金の賦課・算定については、公正取引委員会による実態解明に本当に必要なものか、事件関係人にとって逆に不利益、不公平を生まないかを十分に検討すべきであり、ただちに裁量型課徴金制度の導入の根拠たり得ない。

したがって、裁量型課徴金制度の導入の必要性の根拠は十分でなく、むしろ、課徴金の賦課・算定に際して公正取引委員会の裁量が入ることにより、法執行の公平性・透明性・予見可能性の確保や行政機関の権力濫用防止に問題が生じる恐れが強いことから、このまま導入に向けた検討がなされていくことに強く反対する。

## **3. 地方の経済界も含めて幅広い意見聴取が必要**

審査手続における適正手続の確保や課徴金制度の在り方は、わが国の独占禁止法の執行の公平性・信頼性の確保、企業のコンプライアンス向上から極めて重要な課題であることから、今後の検討では、学識者や中央の団体のみならず、地方の経済界からも幅広く意見・要望を汲み取るようにすべきである。

以 上